

議案第6号

寒川町緑の保全及び緑化の推進に関する条例の一部改正について

寒川町緑の保全及び緑化の推進に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年3月4日提出

寒川町長 木 村 俊 雄

提案理由

保存樹林等の保全に必要な助成を再開するため提案する。

寒川町条例第 号

寒川町緑の保全及び緑化の推進に関する条例の一部を改正する条例

寒川町緑の保全及び緑化の推進に関する条例(平成5年寒川町条例第2号)の一部を次のように改正する。

附則第2項を削り、附則第1項の項番号を削る。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

寒川町緑の保全及び緑化の推進に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p style="text-align: center;">～ 略 ～</p> <p>( 制 定 附 則 )</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。</p> <p>2 <u>当分の間、第5条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する助成は、行わない。</u></p> <p style="text-align: center;">～ 略 ～</p>	<p style="text-align: center;">～ 略 ～</p> <p>( 制 定 附 則 )</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この条例は、平成5年4月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;"><u>( 削 る )</u></p> <p style="text-align: center;">～ 略 ～</p> <p>( 改 正 附 則 )</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、令和3年4月1日から施行する。</u></p>